

那須塩原市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、乳幼児の保護者がおむつ交換又は授乳ができる場所を那須塩原市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録し、広く公表する事業を実施することにより、乳幼児及び保護者が安心して外出できる環境の整備を図ることを目的とする。

(登録基準及び登録対象施設)

第2条 赤ちゃんの駅の登録基準は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 乳幼児のおむつ交換のための場所又は設備があること。

イ 授乳ができる場所又は設備があること。ただし、壁、カーテン等で仕切ることにより、他の人から見えない場所又は設備でなければならない。

(2) 無料で利用できること。

2 赤ちゃんの駅の登録対象施設は、不特定多数の者が利用できる市内の施設とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設を除く。

(1) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員が関与する施設

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とする施設

(3) その他事業の目的達成にふさわしくないと市長が認めた施設

(登録の申請)

第3条 赤ちゃんの駅の登録を受けようとする施設の管理者（以下「申請者」という。）は、赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなけ

ればならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、登録の可否を決定し、赤ちゃんの駅登録可否決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更等）

第4条 赤ちゃんの駅の登録を受けた施設（以下「登録施設」という。）の管理者は、登録した内容を変更しようとするとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ赤ちゃんの駅登録変更・廃止届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第5条 市長は、登録施設が第2条に規定する登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は赤ちゃんの駅として適当でないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、赤ちゃんの駅登録取消通知書（様式第4号）により、登録施設の管理者に通知するものとする。

（登録施設の管理者の留意事項）

第6条 登録施設の管理者は、赤ちゃんの駅の維持管理、衛生管理及び利用者の安全確保に十分な配慮を行わなければならない。

（表示）

第7条 登録施設の管理者は、市長が交付する赤ちゃんの駅であることを示す表示物を施設の出入口その他の利用者の確認しやすい場所に設置するものとする。

（公表）

第8条 市長は、登録施設の名称、所在地、登録内容等を市のホームページそ

の他適当と認める方法により公表するものとする。

(適用除外)

第9条 第3条から第5条までの規定は、市が設置する公共施設には適用しない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月12日から施行する。